

# 山口県手話言語条例施策検証委員会設置要綱

令 2 障害者支援第 2 7 2 号  
令和 2 年(2020 年) 6 月 25 日

## (趣旨)

第 1 条 山口県手話言語条例（令和元年山口県条例第 1 4 号。以下「条例」という。）に基づく手話の普及及び習得の機会の確保のための諸施策について、その進捗状況を検証するとともに、県が講ずべき施策について専門的な見地からの検討を行うため、山口県手話言語条例施策検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例に基づき県が実施した施策の効果の検証
- (2) 条例に基づき県が講ずべき施策の検討
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内で組織する。

- 2 委員は、障害福祉施策に関し専門性を有する学識経験者、障害者団体、福祉関係団体及び教育機関から選任する。
- 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

## (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (運営)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その者に意見を聴取することができる。

## (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部障害者支援課において処理する。

## (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 2 5 日から施行する。